

平成30年度下半期 犬・猫の譲渡会

山口県動物愛護センターでは、地域の模範的飼い主として、動物の愛護と適正飼養を実践いただける方に、犬・猫をお譲りしています。

譲渡に当たっては、条件や誓約事項がありますので、申込みをされる前に、次の3（留意事項）と別紙（譲渡時の誓約事項）をよくご確認ください。

1 開催日（○：平日開催、♡：休日開催）

10月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	♡14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
○29	30	31				

11月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	♡11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
○26	27	28	29	30		

12月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	♡9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	○25	26	27	28	29	30
31						

1月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	♡12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
○28	29	30	31			

2月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	♡9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
○25	26	27	28			

3月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	♡10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
○25	26	27	28	29	30	31

2 スケジュール

(1) 平日開催

譲渡申込み受付：午後2時30分 ～ 2時50分

飼主決定会：午後2時50分 ～

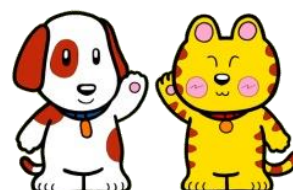
譲渡時講習会：決定会終了後15分程度

(2) 休日開催

譲渡申込み受付：午前10時45分 ～ 11時15分

飼主決定会：午前11時15分 ～

譲渡時講習会：決定会終了後15分程度



3 留意事項

- 学習会#犬猫部（譲渡前講習会）未受講の方や未成年の方には、犬・猫をお譲りできません。**

※下関市動物愛護管理センター（動物ふれ愛ランド下関）で譲渡前講習会を受講された方には、譲渡申込みの際、当センターでの受講は免除となります。

（詳細はお問い合わせください。）

- 譲渡申込者が満65歳以上の場合は、同居又は近隣に居住する親族の方（満20歳以上65歳未満）等の誓約書の提出が必要となります。

【誓約事項】

※誓約者の本人確認ができる場合のみ

- ・万一（動物の世話が不能）の場合には、本人と一緒に動物の世話をする。
- ・（上記の場合）、その動物を引き取り、本人に代わって終生飼養する。 等

- 集合住宅、借家等にて犬又は猫の飼養をされる場合は、当該住宅等で動物の飼養が可能である旨が確認できる書面を、譲渡申込時に提出していただきます。

- 譲渡時の誓約事項（別紙）を**誓約いただける方にのみ**、譲渡をいたします。

4 お譲りする犬・猫等について ※手数料等は不要

- ・お譲りする犬・猫は、当センターで飼養管理しているもので、当日決定するものです。

※当センターでの飼養管理動物以外の動物を、場内に連れて入ることはできません。

※譲渡できる犬・猫がない場合は、開催を中止することがあります。

- ・複数の方から譲渡申込みがあった場合には、抽選で譲渡対象者を決定します。

- ・お譲りする犬・猫を連れて帰る際に使用するキャリーケース等をご用意ください。

5 問い合わせ先

山口県動物愛護センター 〒754-0891 山口市陶943-12
TEL 083-973-8315 (FAX 083-973-8341)

インターネットでも情報をご覧になれます。

<http://doubutuaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>

（又は「山口県動物愛護センター」で検索）

譲渡時の誓約事項

以下の事項を誓約いただける方にのみ、犬・猫をお譲りします。

- ①動物の生理、生態、習性等を理解するとともに、他人に迷惑を
かけないように飼い主としての責任を十分に自覚し、愛情を持つ
て**終生適正に飼養**すること。



- ②**犬**については、狂犬病予防法に基づく登録と狂犬病予防注射を実施し、鑑札・注射
済票・迷子札（飼い主の連絡先を明記）等を犬に装着するとと
もに、**係留か施設内飼養等**により確実な逸走防止措置をとること。



猫については、迷子札（飼い主の連絡先を明記）等を猫に装着
し、近隣に迷惑をかけないように**屋内で飼養**すること。

- ③適切な時期に**不妊・去勢手術**を受けさせること。

- ④動物が疾病等にかかった場合には、適切な**治療**を受けさせること。



- ⑤譲渡を受けた動物を販売する等、営利を目的とした行為を行わないこと。

- ⑥譲渡を受けた動物に病気や問題行動、その他の問題があった場合、あるいはその動
物により問題が生じた場合も、動物愛護センターにその責任の一切を問わないこと。

- ⑦やむを得ず継続して飼養することが困難となった場合には、責任を持
って必ず新たな飼い主を探すこと。



- ⑧犬の譲渡を受けた場合は、動物愛護センターが開催する譲渡月の翌月以降の「子
犬のしつけ方教室」に参加すること。



※譲渡後、動物愛護センターから他の行政機関や動物愛護推進員に対して、飼い主・
当該動物に関する情報を提供する場合があることをご了承ください。

